

西宮市二十歳のつどい実行委員会設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市二十歳のつどい（以下「二十歳のつどい」という。）を企画し、実施をするため、西宮市二十歳のつどい実行委員会の設置その他必要な事項を定める。

(二十歳のつどい実行委員会の設置)

第2条 二十歳のつどいを企画し、実施するため、西宮市二十歳のつどい実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(二十歳のつどいの構成及び分担)

第3条 二十歳のつどいは、式典及び記念行事をもって構成する。

2 式典は、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が企画し、実行委員会が当該企画に基づき、実施する。

3 記念行事については、実行委員会が企画し実施する。

(二十歳のつどいの委託)

第4条 前条の規定により実行委員会が行う二十歳のつどいに係る業務については、西宮市と実行委員会との委託契約により処理するものとする。

2 前条の委託契約に係る委託料は一括前金払又は分割払いとする。

(実行委員会の委員)

第5条 実行委員会を構成する委員は、西宮市内に在住歴・在勤歴・在学歴のある概ね16歳から30歳までの者のうちから選任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、その選任の日から第4条第1項の規定による委託契約の期間の満了日までとする。

(実行委員会の役員)

第7条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

1 代表 1名

2 副代表 1名

3 監査 1名

2 代表は、成人のうちから選任する。

3 その他の役員は、委員の互選により選任する。

4 代表は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

5 副代表は、代表を補佐し、会計を管理する。

6 監査は、会計監査を行う。

(実行委員会の会議等)

第 8 条 実行委員会の会議は、代表が招集する。

2 会議は、委員の過半数で成立する。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

4 委員はやむを得ず会議に出席できない場合、あらかじめ提示された議案について書面を提出して表決することができる。この書面を提出した者は、会議に出席したものとみなす。

5 会議の議決事項は、教育委員会の承認を得て、確定するものとする。

6 実行委員会は、必要に応じて分会を設けることができる。

7 実行委員会は、必要に応じ委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(委員の資格喪失)

第 9 条 委員において適格性を欠く行為があったときは、全委員の 4 分の 3 以上の同意をもって、委員の資格を失うものとする。

(実行委員会の庶務)

第 10 条 実行委員会の庶務を行うため、教育委員会青少年育成課に事務局を置く。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ教育委員会が実行委員会の意見を参考にして定める。

付 則	この要綱は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。	
付 則	この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。	(一部改正)
付 則	この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。	(一部改正)